

宜野湾市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

1 監査の期間

令和5年1月16日から令和5年2月27日まで

2 監査の対象

教育部 ・ 総務課 ・ 施設課 ・ 生涯学習課（中央公民館含む）
・ 文化課 ・ 市立博物館 ・ 市民図書館

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和3年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【教育部】

○総務課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○施設課

項 目	指 摘 事 項
大謝名小学校ブロック塀等改修工事について	当該契約の課税事業者届出書の課税期間に錯誤がみられる。適正な事務処理に努められたい。

○生涯学習課（中央公民館含む）

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○文化課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○市立博物館

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○市民図書館

項 目	指 摘 事 項
池清掃業務委託について	当該委託契約について、仕様書に定める提出書類が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。